

# 各誘導施策の実施状況等

## 1 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策

計画的に都市機能を誘導していくためには、地域の実情を踏まえつつ、事業者へのインセンティブの付与によって進めていく必要があることから、計画では、都市機能誘導区域外と比較して立地コストの抑制に資する、財政的支援や金融的支援等の施策を位置付けています。

### 視点①

### 誘導施策の実施状況（アウトプット）

#### (1) 都市機能誘導区域内を対象とした施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、「実施する施策等」については、公的不動産の活用や国の支援制度の活用が未実施となっているものの、概ね実施されています。また、「今後検討する施策等」については、その多くが国の補助事業に係る施策であり、条件に該当する民間事業がなかったことなどから、未検討が多くなっています。

次表に各施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

#### 「実施する施策等」の実施状況（都市機能誘導区域内を対象とした施策）

| 施策の概要   | 事業名   |  |
|---|---|--|
|   | 実施状況  |  |
| <b>1</b> 【中央地域】<br>県・市連携文化施設や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力とにぎわいを創出する。 | 県・市連携文化施設整備事業<br><b>実施</b> ⇒・2022年(令和4年)9月<br>「あきた芸術劇場ミルハス」グランドオープン                               |  |
|   | (仮称)芸術文化交流施設整備事業<br><b>実施</b> ⇒・2021年(令和3年)3月「秋田市文化創造館」オープン<br>(秋田市文化創造館整備事業)                     |  |
|   | (仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業<br><b>実施</b> ⇒・2019年(令和元年)12月<br>「秋田ノーザンゲートスクエア」竣工<br>(秋田ノーザンゲートスクエア整備事業) |  |
|   | 千秋公園整備事業<br><b>実施</b> ⇒・内堀園路整備、大坂～黒門の融雪設備整備、大手門の堀遊歩道整備など、千秋公園再整備基本計画に基づき実施                        |  |
|   | 日本版CCRC事業<br><b>実施</b> ⇒・2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン<br>(秋田版CCRC拠点整備事業)                            |  |
| <b>2</b> 【中央地域】<br>日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。                   | 日本版CCRC事業<br><b>実施</b> ⇒・2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン<br>(秋田版CCRC拠点整備事業)                            |  |

## 「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

| 施策の概要 |  | 事業名<br>実施状況   |
|-------|--|---|
| 3     | 【中央地域】<br>空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等に対し、賃貸や設備投資に係る費用への支援を行い、新たな都市機能の誘導を図る。                           | 中心市街地商業集積促進補助制度<br>小売業等チャレンジ支援事業(2017年度(平成29年度)で終了)   |
|       |  | 実施 ⇒・2018年度～2022年度(平成30年度～令和4年度)全137件のうち、都市機能誘導区域内136件<br>・2023年度(令和5年度)施策8の「商店街空き店舗対策事業」と統合し、「中心市街地空き店舗対策事業」としてリニューアル全27件のうち、都市機能誘導区域内24件                  |
| 4     | 【中央および東部地域】<br>土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う際は、低未利用地や狭あい道路等の改善を図るほか、都市機能の適切な誘導を図る。                      | 土地区画整理事業(秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区)<br>実施中 ⇒・2023年度(令和5年度)末 進捗状況(事業費ベース)<br>秋田駅西北地区 70.0%<br>秋田駅東第三地区 86.4%  |
|       |  | 市街地再開発事業(秋田駅前北第一地区)<br>実施中 ⇒・施行者との情報共有や国・県との協議を継続し、早期の事業進展に努める。   |
|       |  | 【再掲】(仮称)秋田駅周辺JR用地都市機能立地推進事業<br>実施 ⇒・2019年(令和元年)12月「秋田ノーザンゲートスクエア」竣工(秋田ノーザンゲートスクエア整備事業)  |
|       |  | 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備<br>未実施 ⇒・事業者において事業実施の調整が難航し、未着手  |
| 5     | 【西部および北部地域】<br>拠点施設を活用した地域住民の交流やにぎわい等を支援する。  | 土崎まちづくり拠点施設関連事業<br>実施 ⇒・2018年(平成30年)3月 土崎みなと歴史伝承館オープン   |
|       |  | 新屋まちづくり拠点施設関連事業<br>実施 ⇒・2017年(平成29年)7月 新屋ガラス工房オープン  |
| 6     | 【全地域】<br>市が保有する未利用地や未利用建物等を活用し、民間活力を活用した新たな都市機能誘導を図る。  | 公的不動産の活用(旧秋田魁新報社跡地)<br>未実施 ⇒・商業施設の整備については、事業者において事業実施の調整が難航し、未着手<br>・跡地の一部において、秋田市まちなか観光案内所(国登録有形文化財を移築)が2021年(令和3年)4月にオープン                                 |
| 7     | 【全地域】<br>国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を整備する場合、税制支援や金融支援を行う。                          | 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特別誘導施設の整備に係る土地等を譲渡した者に対する税制措置<br>一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援<br>未実施 ⇒・条件に該当する民間事業者がなく、実施に至っていない。   |
| 8     | 【全地域】<br>新たな都市機能の誘導を図るため、空き店舗に出店する中小企業者に対する改装費・宣伝広告費・賃借料等の一部を補助する。                             | 商店街空き店舗対策事業<br>実施 ⇒・2018年度～2022年度(平成30年度～令和4年度)全22件のうち、都市機能誘導区域内16件<br>・2023年度(令和5年度)施策3の「中心市街地商業集積促進補助制度」と統合し、「中心市街地空き店舗対策事業」としてリニューアル全27件のうち、都市機能誘導区域内24件 |
| 9     | 【全地域】<br>地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、地域関係者向けに専門家による講演会やワークショップ等を開催する。 | リノベーションまちづくりに係る普及啓発<br>実施 ⇒・2019年(平成31年)土崎地区において、リノベーションまちづくり勉強会を実施   |

「今後検討する施策等」の検討状況（都市機能誘導区域内を対象とした施策）

| 施策の概要 |   | 事業名<br>検討状況               |  |
|-------|---|---------------------------|--|
| 10    | 公的不動産の有効活用により、誘導施設を整備する民間事業者に対して、公的不動産の賃料や固定資産税の減免、整備費等について支援する。                        | 都市機能立地支援制度                | 未検討<br>⇒・国の補助制度<br>・条件に該当する民間事業者がなく、検討に至っていない。<br>・2020年度(令和2年度)から「都市構造再編集集中支援事業」へ統合   |
| 11    | 誘導施設を民間事業者等が整備する場合に、整備に係る費用を支援する。   | 都市再構築戦略事業                 | 未検討<br>⇒・国の補助制度<br>・条件に該当する民間事業者がなく、検討に至っていない。<br>・2020年度(令和2年度)から「都市構造再編集集中支援事業」へ統合   |
| 12    | 誘導施設等の移転促進を図るため、誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備を支援する。   | 集約都市形成支援事業                | 未検討<br>⇒・国の補助制度<br>・条件に該当する民間事業者がなく、検討に至っていない。   |
| 13    | 良好な市街地環境の形成を図るため、道路・公園等の都市基盤の整備の実施について検討を行う。  | 都市再生整備計画事業                | 未検討<br>⇒・国の補助制度<br>・面的・一体的な計画によるインフラ整備を対象<br>・現状、補助率が高い各インフラの補助制度により整備を進めており、検討に至っていない。  |
| 14    | 地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、まちづくりファンドの活用について検討を行う。             | まちづくりファンド支援事業             | 他の取組で促進<br>⇒・民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等に対し、賃貸や設備投資に係る費用への支援する「中心市街地空き店舗対策事業」を実施   |
| 15    | 地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、新たな公益サービスとして地域活力の向上につながるソーシャル・コミュニティビジネスに対する必要な支援について検討を行う。 | (仮称)ソーシャル・コミュニティビジネス支援事業  | 実施<br>⇒・秋田市と市民活動団体等が協力して取り組む公益的な事業に対し支援する「秋田市協働サポート交付金事業（あきたまご）」を実施<br>・これまで、「子どもの学べる居場所づくり」、「子どもの相談支援事業」、「子育て支援事業」など、地域課題を捉え、市民活動団体の特性を活かした提案を事業化 |
| 16    | 国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が誘導施設を整備する際、あわせて公共施設等を民間事業者が自発的に整備・管理する場合に税制支援を行う。    | 固定資産税の軽減                  | 未検討<br>⇒・施策7の関連施策<br>・条件に該当する民間事業者がなく、検討に至っていない。   |
| 17    | 目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の見直しを検討する。                                       | 各種都市計画の見直し（用途地域、道路、地区計画等） | 実施<br>⇒・2023年(令和5年)<br>秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)策定<br>・2024年(令和6年)<br>秋田市都市計画公園見直し基本方針(案)策定  |

(2) 都市機能の維持・増進に資するその他の施策

本施策は、対象を都市機能誘導区域に限ったものではありませんが、都市機能の維持・増進に資するものとして計画に位置付けています。

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。次表に各施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（都市機能の維持・増進に資するその他の施策）

| 施策の概要 |   | 事業名<br>実施状況   |
|-------|---|---|
| 1     | 各地域の子育て交流ひろばを対象とし、妊娠・出産・育児に係る巡回相談等を実施する。  | 利用者支援事業（基本型）との連携  |
|       |   | 実施 ⇒ 各市民サービスセンター内の子育て交流ひろばへの巡回相談を継続して実施   |
| 2     | 市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとする者に対し、初期投資や事業継続に必要な経費の一部を補助するほか、女性起業家や転入起業者を手厚く支援する。                               | 創業支援事業  |
|       |   | 実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 101件の補助実績  |
| 3     | 良好な景観形成を図るうえで重要と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や改修費用を補助する。  | 景観重要建造物等保存事業費補助金  |
|       |   | 実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 新屋地区、大町地区などにおいて4件の補助実績   |
| 4     | 自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動に取り組む団体等に支援を行い、地域の特性を生かした景観の向上を図る。   | 都市景観形成事業（景観まちづくり活動支援）   |
|       |   | 実施 ⇒ 2022年度、2023年度(令和4年度、令和5年度) 中通・大町地区などにおける良好な景観づくりやにぎわい創出に向けたワークショップの開催等を支援  |
| 5     | 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。   | 都市計画道路事業、道路改良事業等<br>人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業<br>電線共同溝整備事業<br>道路維持修繕事業<br>道路附属施設改修事業<br>融雪施設改良事業<br>交通安全施設等整備事業<br>都市公園バリアフリー化事業 |
|       |   | 実施 ⇒ 都市機能誘導区域の内外に関わらず実施   |
| 6     | 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。 | 老朽危険空き家等対策経費  |
|       |   | 実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 【解体費補助】 全46件のうち、都市機能誘導区域内9件 【緊急安全措置】 全4件のうち、都市機能誘導区域内2件                                      |
| 7     | 企業主導型保育事業の実施主体に対し、地域枠を設けること等を要件に施設整備費または備品購入等に要する経費を補助する。   | 企業主導型保育推進事業（2020年度(令和2年度)で終了）   |
|       |   | 実施 ⇒ 2018年度、2019年度(平成30年度、平成31年度) 山王、新屋、保戸野の企業主導型保育施設に対し補助  |
| 8     | 市が策定する整備計画等に基づき、保育所等に係る施設整備に要する経費（創設、増築、老朽改築等）を補助する。  | 児童福祉施設等整備費補助金   |
|       |   | 実施 ⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度) 全20件のうち、都市機能誘導区域内施設3件  |

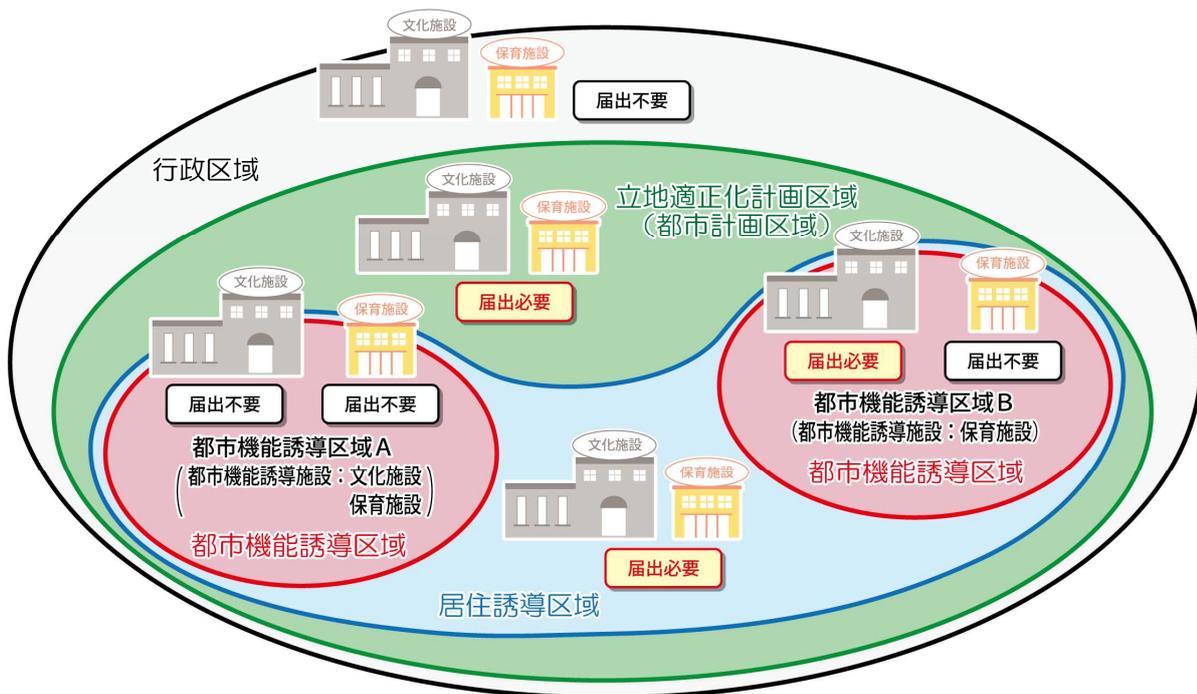
### (3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外において誘導施設の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めており、これまでの届出件数は次表のとおりとなっています。

#### 届出の概要と件数

| 届出対象となる区域 | 届出が必要な行為 |   |
|-----------|----------|---|
|           | 行為       | 届出件数  |
| 都市機能誘導区域外 | 開発行為     | 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 2件<br>【参考】H30～R5 同開発行為の総数に対する区域外の割合 28.6%  |
|           |          | 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 28件<br>【参考】H30～R5 同新築行為の総数に対する区域外の割合 49.1%         |
|           | 建築行為     | 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物としようとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 0件<br>【参考】H30～R5 同改築行為なし                     |
|           |          | 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物としようとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 1件<br>【参考】H30～R5 同用途変更の総数に対する区域外の割合 50.0% |

#### 届出が必要な行為（イメージ）



視点②

個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

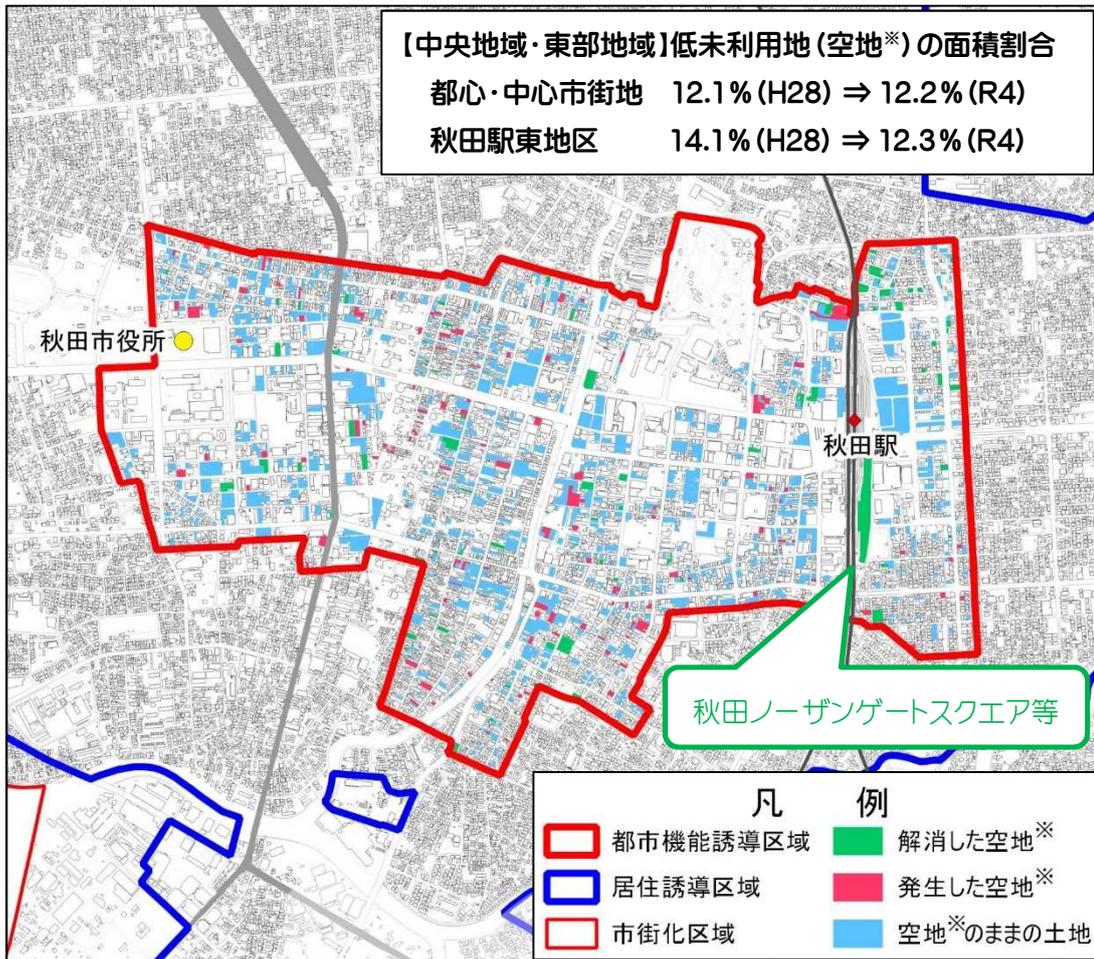
(4) 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策展開によってもたらされる効果

計画では、「民間による公的不動産の活用件数」や「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」など、個々の誘導施設を維持・誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

都市機能誘導区域内の「民間による公的不動産の活用」については、「旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備」が施策として位置付けられていますが、2021年度（令和3年度）の着手に向けて進めていたものの、事業実施の調整が難航し未着手となっており、現在、当該地は、観光案内所のほか平面駐車場として利用されています。

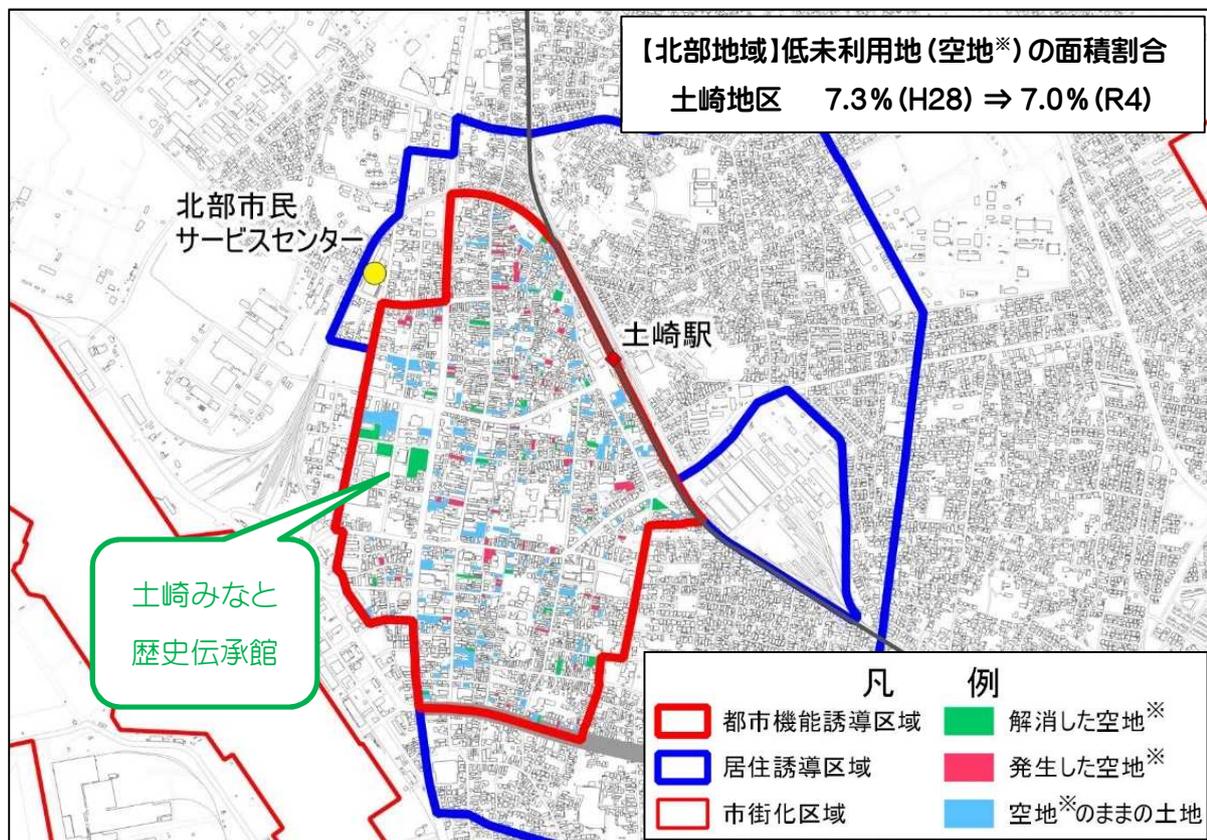
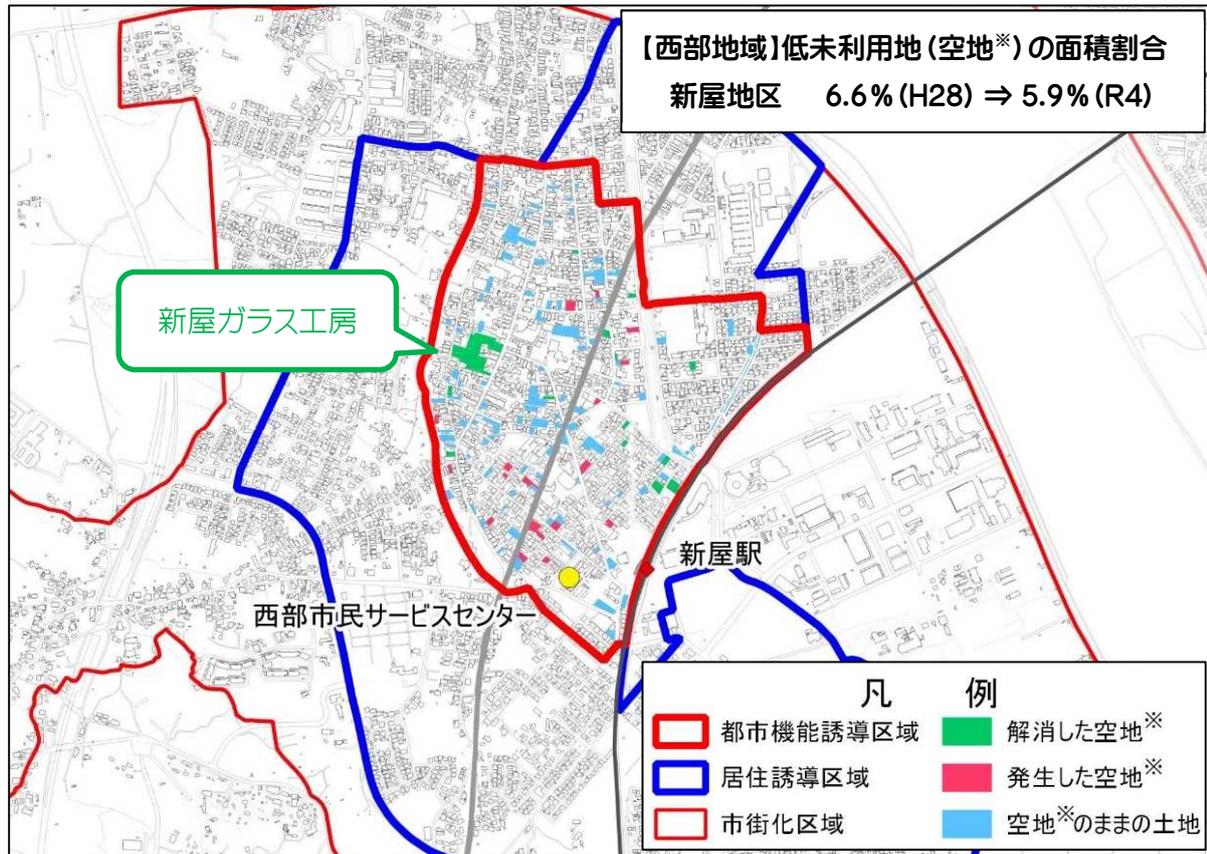
また、「都市機能誘導区域内における低未利用地の面積割合」については、2016年度（平成28年度）実施の都市計画基礎調査結果と近年の航空写真等から土地利用状況を比較すると、増加している地区があるものの、全体で9.6%から9.4%に、面積にして約1.4ha減少しています。

都市機能誘導区域内の低未利用地（空地\*）の状況  
 (2016年(平成28年)と2022年(令和4年)の比較 中央・東部)



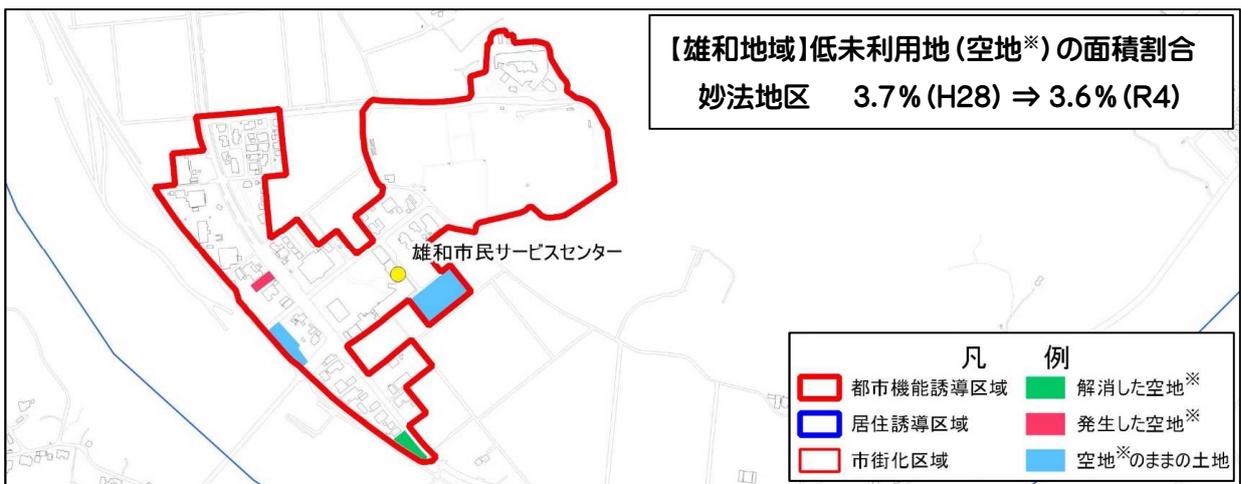
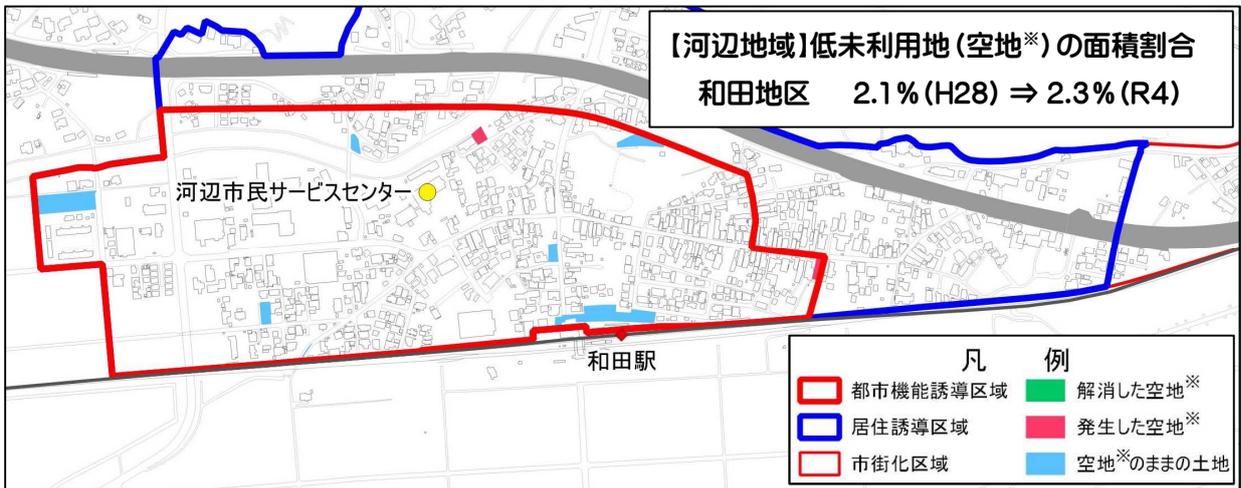
\*「空地」：平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置場等）  
 資料：2016年度（平成28年度）都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

都市機能誘導区域内の低未利用地（空地※）の状況  
 (2016年(平成28年)と2022年(令和4年)の比較 西部・北部)



※「空地」：平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置場等）  
 資料：2016年度（平成28年度）都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

都市機能誘導区域内の低未利用地（空地<sup>※</sup>）の状況  
 (2016年(平成28年)と2022年(令和4年)の比較 南部・河辺・雄和)



※「空地」：平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置場等）  
 資料：2016年度（平成28年度）都市計画基礎調査、秋田市情報統計課資料より作成

## 2 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、多様なニーズに対応し、多様な世代がライフステージに合わせた住まいの選択が可能な居住地として、良好な環境を形成する必要があることから、計画では、居住誘導区域内の生活利便性を高めるとともに、受け皿となる住宅供給を促進する施策を位置付けています。

### 視点① 誘導施策の実施状況（アウトプット）

#### (1) 居住誘導区域内を対象とした施策

都市機能誘導区域と同様に、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、事業が終了した国が出資するファンドの活用以外の施策について、実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

#### 「実施する施策等」の実施状況（居住誘導区域内を対象とした施策）

| 施策の概要 |   | 事業名<br>実施状況  |
|-------|---|--|
| 1     | <b>《再掲》【中央および東部地域】</b><br>土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う際は、低未利用地や狭あい道路等の改善を図るほか、都市機能の適切な誘導を図る。        | 土地区画整理事業（秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区）<br>⇒・2023年度(令和5年度)末 進捗状況（事業費ベース）<br>秋田駅西北地区 70.0%<br>秋田駅東第三地区 86.4% |
|       |   | 市街地再開発事業（秋田駅前北第一地区）<br>⇒・施行者との情報共有や国・県との協議を継続し、早期の事業進展に努める。                                    |
| 2     | <b>《再掲》【中央地域】</b><br>日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。                               | 日本版CCRC事業<br>⇒・2020年(令和2年)10月「クロッセ秋田」オープン（秋田版CCRC拠点整備事業）                                       |
| 3     | <b>【全地域】</b><br>子育て世代から高齢者まで、中心市街地活性化基本計画区域および居住誘導区域への住替えを促進するため、空き家の利活用を支援する。              | 空き家定住推進事業<br>⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)【購入・賃貸借】<br>全147件のうち、居住誘導区域内への住替え72件、移住24件           |
| 4     | <b>【中央・西部・南部・北部の各地域(津波浸水想定区域)】</b><br>居住誘導区域内での安全・安心な居住の確保を図るため、津波避難計画を策定するほか、災害時避難標識を整備する。 | 津波避難計画の策定<br>⇒・2019年(平成31年)3月「秋田市津波避難計画」策定   |
|       |   | 災害時避難標識整備事業<br>⇒・居住誘導区域の内外に関わらず、指定緊急避難場所の標識修繕などを実施   |

「今後検討する施策等」の検討状況（居住誘導区域内を対象とした施策）

| 施策の概要   | 事業名                       |   |
|---|---------------------------|---|
|   | 検討状況                      |   |
| 5<br>津波浸水や河川氾濫等による浸水被害が面的に予想される範囲とし、必要な防災対策施設の整備を検討するほか、市民の防災意識の向上、防災訓練の活発化を図る。 | 他の取組で推進                   | ⇒・2023年(令和5年)豪雨災害を受け、国・県・市等が協働して集中的に対策を行う「雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト」を策定<br>・このプロジェクト等に基づき、必要な防災対策施設の整備等を実施する。                        |
| 6<br>【再掲】<br>目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の見直しを検討する                   | 各種都市計画の見直し(用途地域、道路、地区計画等) | ⇒・2023年(令和5年)4月<br>秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)策定<br>2024年(令和6年)6月<br>秋田市都市計画公園見直し基本方針(案)策定  |
| 7<br>街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動拠点等の整備を促進するため、街なか居住再生ファンドの活用を検討する。                  | 街なか居住再生ファンド<br>未検討        | ⇒・主に中心市街地において、「不動産証券化」の仕組みを用いて行う民間の住宅等の整備事業について、国庫補助金によるファンドからの出資により支援するもの。<br>2018年度(平成30年度)をもって、国の出資事業終了<br>(公社)全国市街地再開発協会) |

(2) 居住機能の維持・増進に資するその他の施策

本施策は、対象を居住誘導区域に限ったものではありませんが、居住機能の維持・増進に資するものとして計画に位置付けています。

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。次表に各個別施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（居住機能の維持・増進に資するその他の施策）

| 施策の概要   | 事業名                          |  |
|---|------------------------------|--|
|   | 実施状況                         |  |
| 1<br>子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。 | 秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進事業）<br>実施 | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【住宅の新築・購入、賃借および転居に係る補助】<br>全252件のうち、居住誘導区域内134件                 |
| 2<br>住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る                           | 住宅リフォーム支援事業<br>実施            | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【増改築やリフォーム工事に対して補助】<br>全12,336件のうち、居住誘導区域内 5,522件               |
| 3<br>市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する。          | 空き家バンク制度<br>実施               | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【賃貸契約】<br>全22件のうち、居住誘導区域内 11件<br>【売買契約】<br>全112件のうち、居住誘導区域内 39件 |

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

| 施策の概要 |  | 事業名   |
|-------|--|---|
|       |  | 実施状況  |
| 4     | 世帯が、同居又は近居※するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。                                      | 多世帯同居・近居推進事業  |
|       |  | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【多世帯同居】<br>全234件のうち、居住誘導区域内 101件<br>【近居（2022年度で終了）】<br>全140件のうち、居住誘導区域内 66件                  |
| 5     | 地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する   | 木造住宅耐震改修等事業   |
|       |  | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【耐震診断助成】<br>全52件のうち、居住誘導区域内32件<br>【耐震改修助成】<br>全4件のうち、居住誘導区域内1件                               |
| 6     | 《再掲》<br>良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。  | 都市計画道路事業、道路改良事業等<br>人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業<br>電線共同溝整備事業<br>道路維持修繕事業<br>道路附属施設改修事業<br>融雪施設改良事業<br>交通安全施設等整備事業<br>都市公園バリアフリー化事業 |
|       |  | 実施 ⇒・居住誘導区域の内外に関わらず実施   |
| 7     | 《再掲》<br>空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。 | 老朽危険空き家等対策経費  |
|       |  | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【解体費補助】<br>全46件のうち、居住誘導区域内18件<br>【緊急安全措置】<br>全4件のうち、居住誘導区域内3件                                |
| 8     | 町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。   | 集会所類似施設整備・建設費助成事業   |
|       |  | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>全117件のうち、居住誘導区域内30件  |
|       |  | 集会所類似施設建設資金貸付金（2023年度(令和5年度)で終了）  |
|       |  | ⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>居住誘導区域外において1件<br>・居住誘導区域内では活用なし  |

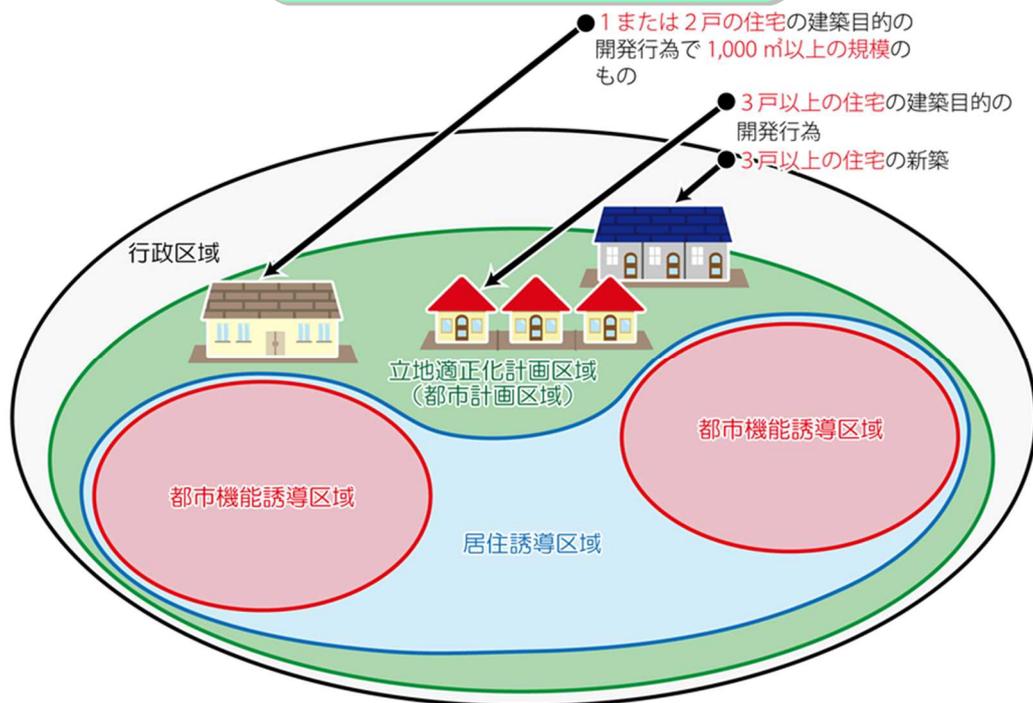
(3) 都市再生特別措置法による届出制度の運用

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握し、居住誘導区域内への居住を緩やかに誘導するため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発行為や建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、市への届出を求めており、これまでの届出件数は下表のとおりとなっています。

届出の概要と件数

| 届出対象となる区域 | 届出が必要な行為 |   |
|-----------|----------|---|
|           | 行為       | 届出件数  |
| 居住誘導区域外   | 開発行為     | 3戸以上の住宅（共同住宅を含む）の建築目的の開発行為を行おうとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 22件<br>【参考】H30～R5 同開発行為の総数に対する区域外の割合 28.6%    |
|           |          | 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模となる開発行為を行おうとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 0件<br>【参考】H30～R5 H30～R5 同開発行為なし |
|           | 建築行為     | 3戸以上の住宅を新築しようとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 115件<br>【参考】H30～R5 同新築行為の総数に対する区域外の割合 34.1%                    |
|           |          | 建築物を改築し、3戸以上の住宅としようとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 0件<br>【参考】H30～R5 同改築行為の総数に対する区域外の割合 0%                   |
|           |          | 建築物の用途を変更し、3戸以上の住宅としようとする場合<br>⇒H30～R5 届出件数 0件<br>【参考】H30～R5 同用途変更の総数に対する区域外の割合 0%                |
|           |          |   |

届出が必要な行為（イメージ）



視点②

個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

(4) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策展開によってもたらされる効果

計画では、「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」、「空き家率」など、居住を誘導することによってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

「市外からの転入世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」や「市内での転居世帯のうち、居住誘導区域内を選択した世帯の割合」については、いずれも5割を超える値で推移しており、誘導区域への居住が進んでいるものと捉えます。

なお、空き家率については、2026年度（令和8年度）以降に県が実施を予定している都市計画基礎調査の結果をもって、次回計画評価の際、分析等を行います。

市外からの転入世帯数（居住誘導区域内・外）



資料：秋田市市民課資料より作成

市内での転居世帯数（居住誘導区域内・外）



資料：秋田市市民課資料より作成

### 3 居住誘導区域外に係る施策

居住誘導区域外は、今後の居住を否定するものではなく、住み慣れた場所でゆとりのある良質な暮らしなど、これまでどおりライフスタイルに合わせた住み方を選択していくことができます。そのため、市民に必要な行政サービスは、居住誘導区域の内外に関わらず提供していくとともに、持続的な地域コミュニティの維持に必要な居住や都市機能の立地を一定程度許容していきます。

#### 視点①

#### 誘導施策の実施状況（アウトプット）

##### (1) 居住誘導区域外を対象とした施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、6次産業化施設の整備に関する開発許可審査の基準化を除き、実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

#### 「実施する施策等」の実施状況（居住誘導区域外を対象とした施策）

| 施策の概要   | 事業名<br>実施状況    |  |
|---|----------------|--|
|   |                |  |
| 1 【全域(都市計画区域内)】<br>都市計画基礎調査を活用した、定期的な跡地等発生状況の動向を把握する。   | 定期的<br>に<br>実施 | ⇒・都市計画法に基づき、秋田県が主体となり実施する調査<br>おおむね10年ごとに実施<br>・秋田都市計画については、2016年度(平成28年度)および<br>2017年度(平成29年度)に実施しており、次回は、2026<br>年度(令和8年度)以降の実施を予定 |
| 2 【全域(都市計画区域内)】<br>地域住民からの発意のもと、良好な生活環境の維持・形成を目的とした、地区計画の適用について検討する。  | 実施             | 地区計画<br>⇒・2020年(令和2年)<br>都市計画提案制度による地区計画の変更<br>(広面谷内佐渡地区計画)  |
| 3 【市街化調整区域】<br>開発許可基準の緩和による、人口減少・少子高齢化における集落維持を進める。   | 実施             | 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例<br>(同法第34条第11号条例区域)<br>⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>183件の開発等許可  |
| 4 【市街化調整区域】<br>集落の維持・活性化に資する6次産業化施設の整備に対する開発許可審査手続きを簡素化する。  | 未<br>実施        | 開発許可の特例措置<br>⇒・2022年(令和4年)3月策定の『第2次秋田市都市農村<br>交流マスタープラン』を受け、検討を進めている。<br>・今後、具体事例等を踏まえた上で、審査の基準化を図る。                                 |
| 5 【市街化調整区域】<br>上記3で区域指定した既存集落において、コミュニティの維持を目的に、移住・定住や二地域居住を推進することとし、長期にわたり適正に利用された既存建築物に対する弾力的な運用を行う。(空き家の賃貸住宅としての活用等) | 実施             | 開発許可制度の弾力的運用<br>⇒・2024年度(令和6年度)<br>店舗兼用賃貸住宅の許可事例あり   |

「今後検討する施策等」の検討状況（居住誘導区域外を対象とした施策）

| 施策の概要  | 事業名                                  |  |
|--|--------------------------------------|--|
|  | 検討状況                                 |  |
| 6<br>【全域(都市計画区域内)】<br>今後の跡地等の発生状況に注視しつつ、必要に応じ、跡地等管理区域の指定および跡地等管理協定を締結する。 | 跡地等管理区域の指定<br>跡地等管理協定の締結促進           |  |
|  | 代<br>管<br>の<br>取<br>組<br>を<br>実<br>施 | ⇒・良好な生活環境を維持するため、都市再生特別措置法に基づき、跡地等の適正な管理を必要とする区域および管理に係る指針を定める制度<br>本制度は、居住誘導区域外を対象としているが、本市では、既に、同区域の内外を問わず、雑草が繁茂する空閑地の所有者等に対し、適切な管理を行うよう助言・指導を実施 |

(2) 居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策

計画には、「実施する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。  
次表に各個別施策のこれまでの実施状況を示します。

「実施する施策等」の実施状況（居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策）

| 施策の概要  | 事業名    |  |
|--|--------|--|
|  | 実施状況   |  |
| 1<br>《再掲》<br>子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。        | 実<br>施 | 秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進事業）<br>⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>全252件のうち、居住誘導区域外 118件   |
| 2<br>《再掲》<br>住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る                                  | 実<br>施 | 住宅リフォーム支援事業<br>⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>全12,336件のうち、居住誘導区域外 6,814件   |
| 3<br>《再掲》<br>市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する。                 | 実<br>施 | 空き家バンク制度<br>⇒ 2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【賃貸契約】<br>全22件のうち、居住誘導区域外 11件<br>【売買契約】<br>全112件のうち、居住誘導区域外 73件                 |
| 4<br>《再掲》<br>世帯が、同居又は近居※するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。 | 実<br>施 | 多世帯同居・近居推進事業<br>⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【多世帯同居】<br>全234件のうち、居住誘導区域外 133件<br>【近居(2022年度で終了)】<br>全140件のうち、居住誘導区域外 74件 |
| 5<br>《再掲》<br>地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する。       | 実<br>施 | 木造住宅耐震改修等事業<br>⇒・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【耐震診断助成】<br>全52件のうち、居住誘導区域外 20件<br>【耐震改修助成】<br>全4件のうち、居住誘導区域外 3件             |

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

| 施策の概要 |   | 事業名<br>実施状況   |
|-------|---|---|
| 6     | 《再掲》<br>良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。   | 都市計画道路事業、道路改良事業等<br>人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業<br>電線共同溝整備事業<br>道路維持修繕事業<br>道路附属施設改修事業<br>融雪施設改良事業<br>交通安全施設等整備事業<br>都市公園バリアフリー化事業 |
|       |   | 実施 ⇒ ・居住誘導区域の外内に関わらず実施  |
| 7     | 《再掲》<br>空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。 | 老朽危険空き家等対策経費  |
|       |   | 実施 ⇒ ・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>【解体費補助】<br>全46件のうち、居住誘導区域外28件<br>【緊急安全措置】<br>全4件のうち、居住誘導区域外1件                            |
| 8     | 《再掲》<br>町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。  | 集会所類似施設整備・建設費助成事業   |
|       |   | 実施 ⇒ ・2018年度～2023年度(平成30年度～令和5年度)<br>全117件のうち、居住誘導区域外87件<br>集会所類似施設建設資金貸付金（2023年度で終了）   |
|       |   | 実施 ⇒ ・2019年度(平成31年度)<br>居住誘導区域外において集会所建て替えにかかる貸付事例あり（1件）  |

視点② 個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

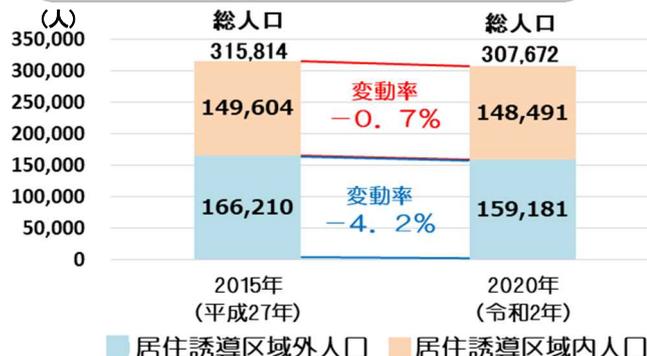
(3) 居住誘導区域外に係る施策展開によってもたらされる効果

計画では、「居住誘導区域外人口の変動率」や「市外からの居住誘導区域外への転入者数」など、居住誘導区域外で持続的なコミュニティの維持等に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

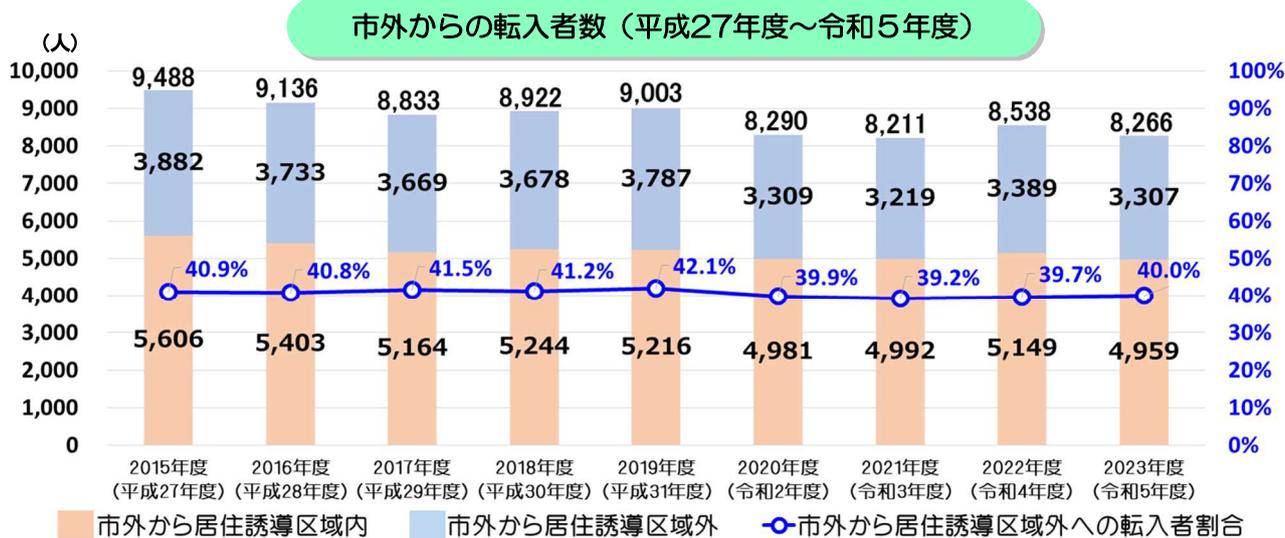
「居住誘導区域外人口の変動率」については、2015年（平成27年）と2020年（令和2年）を比較した結果、-4.2%となり、居住誘導区域内の減少率よりも大きくなっています。

また、「市外からの居住誘導区域外への転入者数」については、転入者総数の概ね4割が、居住誘導区域外へ転入しており、コミュニティの維持に繋がっているものと捉えます。

居住誘導区域内・外の人口の比較



資料：第7次秋田市総合都市計画資料および株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ 2020年（令和2年）国勢調査100mメッシュ推計データより作成



## 4 公共交通に係る施策

多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくためには、居住誘導区域内に居住する人々に対し、公共交通によって、各地域の拠点である都市機能誘導区域へのアクセスを確保する必要があることから、計画では、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指し、幹線バス路線への支援や、バスと鉄道の連携強化、利用者拡大のための利便性向上策を講じることであります。

### 視点①

### 誘導施策の実施状況（アウトプット）

#### (1) 公共交通に係る施策

計画には、「実施する施策等」と「今後検討する施策等」が位置付けられており、全ての施策が実施されています。

次表に各個別施策のこれまでの実施・検討状況を示します。

#### 「実施する施策等」の実施状況（公共交通に係る施策）

| 施策の概要 |   | 事業名<br>実施状況   |
|-------|---|---|
| 1     | 郊外部において、市が事業主体となるマイタウン・バスを運行することにより、市民の移動手段の確保を図る。                            | バス交通総合改善事業<br>⇒・2008年(平成20年)から継続して実施<br>・2024年度(令和6年度)「マイタウン・バス運行事業」に改称 |
| 2     | 路線バス事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保を図る。                                      | 地方バス路線の維持対策<br>⇒・継続して実施   |
| 3     | 多核集約型のまちづくりを目指す本市の公共交通軸の強化を図るため、鉄道・バスによるネットワーク上の交通結節点となる「泉・外旭川新駅（仮称）」の設置を目指す。 | 泉・外旭川新駅（仮称）整備事業<br>⇒・2021年(令和3年)3月「JR泉外旭川駅」開業                           |
| 4     | 公共交通利用者の利便性向上や、交通事業者による効果的な運行の実現を図るため、交通系ICカードの導入を目指す。                        | 交通系ICカード導入の検討<br>⇒・2022年(令和4年)3月「地域連携ICカードAkiICA」のサービス開始                |

「実施する施策等」の実施状況（前ページつづき）

| 施策の概要 |  | 事業名<br>実施状況  |
|-------|--|--|
| 5     | 中心市街地の回遊性を高め、秋田駅周辺とエリアなかいちで創出されたにぎわいを、中心市街地全体に波及させる一助として、中心市街地循環バスを運行する。 | 中心市街地循環バス運行事業<br>⇒・2012年(平成24年)から継続して実施  |
| 6     | 満65歳以上の高齢者が、市内の路線バス等を利用する際、100円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出の促進や生きがいつくりを支援する。       | 高齢者コインバス事業<br>⇒・2011年(平成23年)から継続して実施<br>・2022年(令和4年)高齢者コインバス専用ICカード「シニアアキカ」のサービス開始 |

「今後検討する施策等」の実施状況（公共交通に係る施策）

| 施策の概要 |  | 事業名<br>検討状況  |
|-------|--|--|
| 7     | 将来的に維持すべき幹線バス路線を明確化し、利便性が高く持続可能な路線網の形成に向けた検討を継続する。           | バス路線網の形成<br>交通結節点および乗継拠点の整備検討<br>地域交通の導入検討   |
| 8     | 鉄道とバス、バス相互の乗継拠点を明確化するとともに、乗継による負担軽減に向けた検討を行う。                | 実施<br>⇒・2021年(令和3年)3月に「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」を策定し、乗換を前提とした持続可能な公共交通網への再編を検討。2023年度(令和5年度)に、再編案を作成<br>・地域におけるセーフティネットとして、必要な地域内移動を確保するため、2023年(令和5年)12月から、「秋田市エリア交通」の運行を開始 |
| 9     | 郊外部の路線廃止が行われた場合の代替交通として、市民団体やNPO法人等の組織が運営する地域交通の導入について検討を行う。 |  |

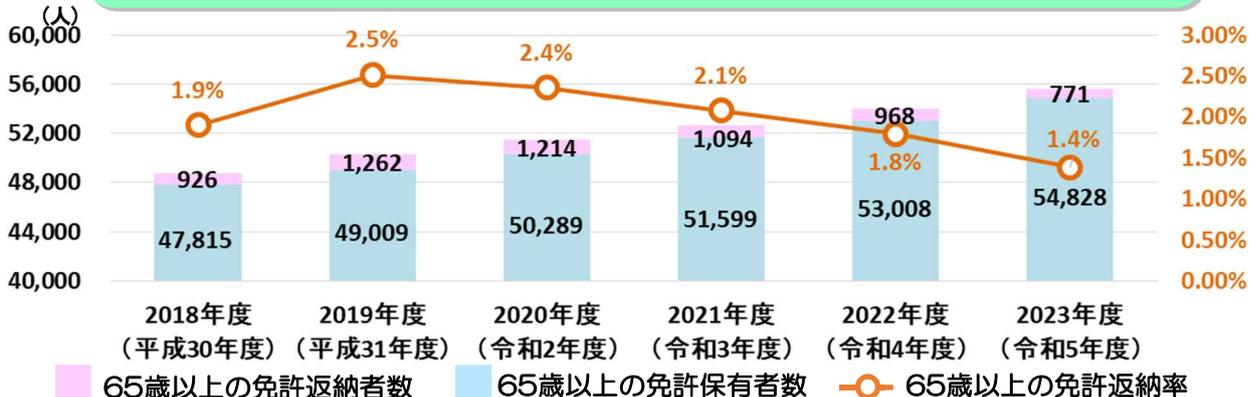
視点② 個々の施策展開によってもたらされる効果（アウトカム）

(2) 公共交通に係る施策展開によってもたらされる効果

計画では、「運転免許証返納率」や「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」など、公共交通の利用促進・利便性向上に係る施策の展開によってもたらされる効果を視点とし、評価を実施することとしています。

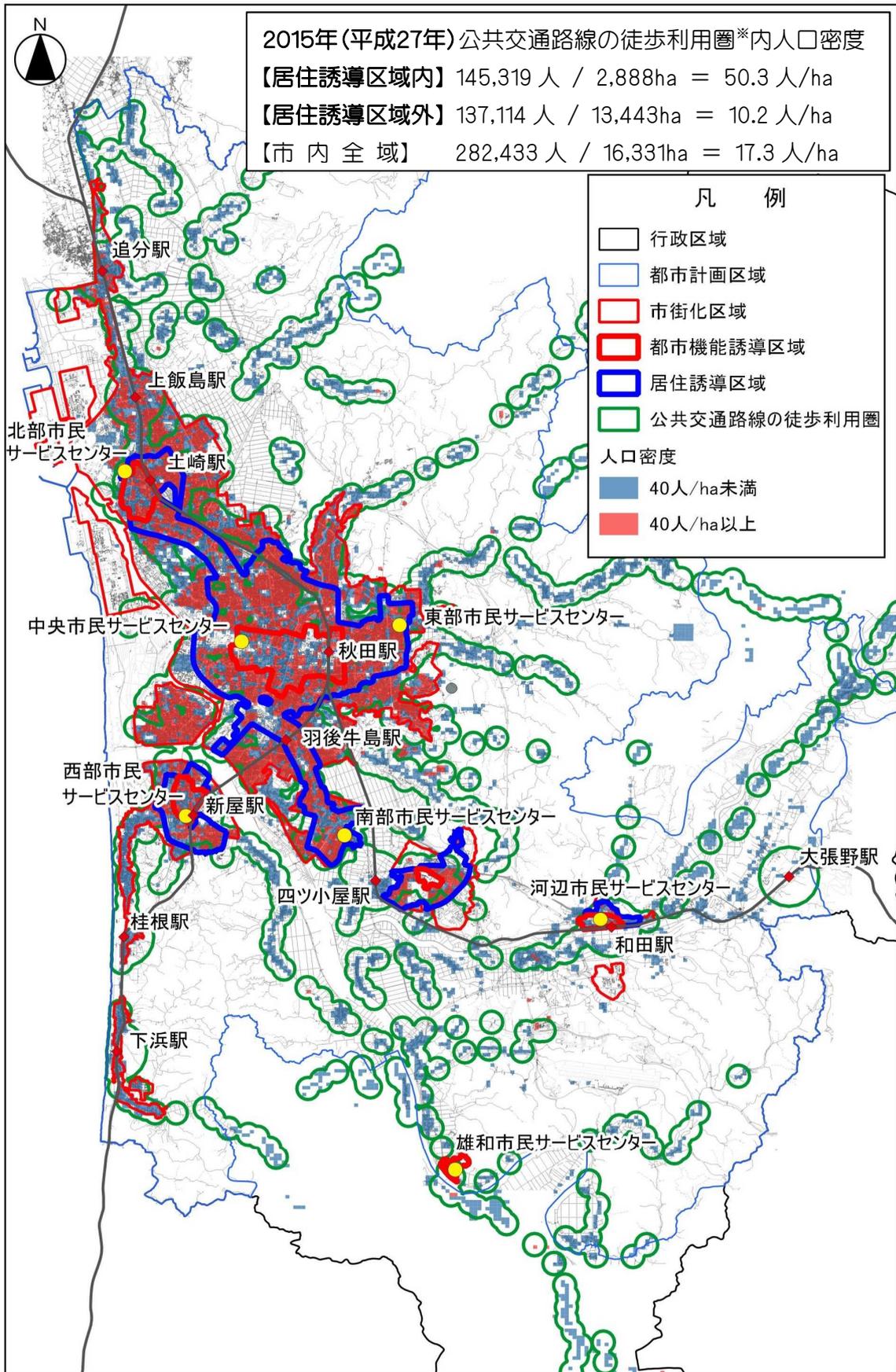
高齢者の運転免許証返納率については、2019年度（平成31年度）をピークに、減少傾向となっており、高齢化を受け、高齢者ドライバーが増加している状況です。また、「公共交通路線の徒歩利用圏内人口密度」については、国勢調査の結果を基に比較した結果、一部バス路線の廃止等を受け、全体で0.7人/ha減少しています。

65歳以上運転免許返納・保有者数、返納率の推移（平成30年度～令和5年度）



資料：秋田市交通政策課資料より作成

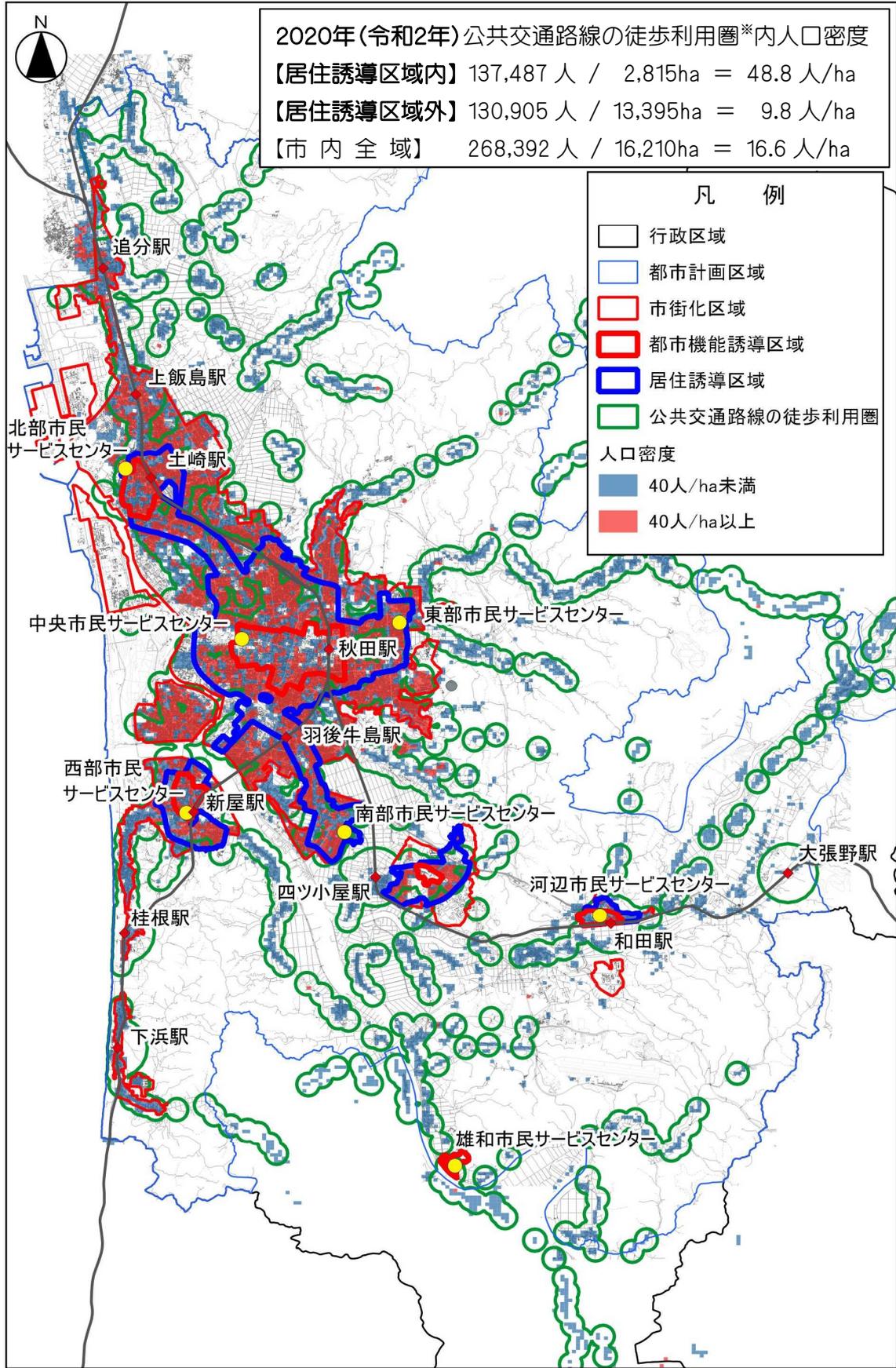
公共交通路線（バス・鉄道）の徒歩利用圏\*内の人口密度（平成27年国勢調査）



\*徒歩利用圏：鉄道駅中心から800m、バス停から300m

資料：秋田市交通政策課資料および第7次秋田市総合都市計画資料より作成

公共交通路線（バス・鉄道）の徒歩利用圏\*内の人口密度（令和2年国勢調査）



\*徒歩利用圏：鉄道駅中心から800m、バス停から300m  
 資料：秋田市交通政策課資料および株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ  
 2020年（令和2年）国勢調査100mメッシュ推計データより作成